

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局
【提出日】	平成27年 6月29日
【会社名】	センコー株式会社
【英訳名】	SENKO Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福田 泰久
【本店の所在の場所】	大阪市北区大淀中一丁目 1 番30号
【電話番号】	大阪 06 ( 6440 ) 5155 ( 大代表 )
【事務連絡者氏名】	総務部長 竹谷 聡
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区潮見二丁目 8 番10号
【電話番号】	東京 03 ( 6862 ) 7091 ( 代表 )
【事務連絡者氏名】	執行役員東京主管支店長 篠原 信治
【縦覧に供する場所】	センコー株式会社東京主管支店 ( 東京都江東区潮見二丁目 8 番10号 ) センコー株式会社埼玉主管支店 ( さいたま市緑区大字大門1916-1 ) センコー株式会社千葉支店 ( 千葉県市原市五井9014番地 ) センコー株式会社阪神支店 ( 神戸市中央区浜辺通五丁目 1 番14号 ) 株式会社東京証券取引所 ( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 )

## 1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第98回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金9円

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 今後の事業の拡大・多様化に備えるため、現行定款第2条に事業目的を追加する。

(2) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第28条(取締役の責任免除)および第37条(監査役の責任免除)の規定を変更する。

第3号議案 取締役12名選任の件

取締役として、福田泰久、藤森正三、手塚武與、田中健悟、山中一裕、米司 博、川瀬由洋、嘉永良樹、飴野仁子、尾島史賢任、谷口 玲及び佐々木信郎の12氏を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

松原圭治氏を監査役に選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

辻 正和氏を補欠監査役に選任する。

第6号議案 執行役員及び常務理事に対し株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の

決定を当社取締役会に委任する件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	102,237	8	55	(注)1	可決(99.94%)
第2号議案	102,202	43	55	(注)2	可決(99.90%)
第3号議案					
福田 泰久	101,090	785	417		可決(98.82%)
藤森 正三	102,028	209	55		可決(99.74%)
手塚 武與	101,990	247	55		可決(99.70%)
田中 健悟	102,036	201	55		可決(99.75%)
山中 一裕	102,030	207	55		可決(99.74%)
米司 博	102,038	199	55	(注)3	可決(99.75%)
川瀬 由洋	102,038	199	55		可決(99.75%)
嘉永 良樹	102,023	214	55		可決(99.74%)
飴野 仁子	102,182	55	55		可決(99.89%)
尾島 史賢	102,181	56	55		可決(99.89%)
谷口 玲	101,797	440	55		可決(99.52%)
佐々木 信郎	101,810	427	55		可決(99.53%)
第4号議案					
松原 圭治	100,653	1,592	55	(注)3	可決(98.39%)
第5号議案					
辻 正和	88,667	13,573	55	(注)3	可決(86.68%)
第6号議案	101,734	507	55	(注)2	可決(99.45%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上